

2010年10月22日 全3頁

加州環境法が企業ガバナンスに波及

資本市場調査部
環境・CSR調査課
鈴木 裕

米国カリフォルニア州の温暖化対策法が企業ガバナンスへの関心を高めている

[要約]

- カリフォルニア州では、温暖化対策法の施行延期を問う住民投票が中間選挙に合わせて実施される。
- 温暖化対策法の施行が景気後退を招くとして、失業率が低下するまで施行を延期すべきとする見解と、新たな環境産業の創出を急ぐべきとする見解が対立している。
- 温暖化対策法の施行に利害関係を持つ企業は、直接的または間接的支出によって、有権者の投票に影響を及ぼそうとしている。
- 今年はじめの米国最高裁判決を契機に企業の政治的支出に対する規制は、緩和される方向にあるが、一部の投資家は、企業の政治的支出の透明化を求める運動を展開している。

カリフォルニア州で温暖化対策法の施行延期を求める住民投票

11月2日は米国の中間選挙で、カリフォルニア州でも連邦上院下院議員や知事その他の公職選挙が行なわれるが、これにあわせていくつかの住民投票が実施される。住民投票は直接民主制の一種で、同州においては法案を州全域投票にかけることができるというものである。法律の制定または改正、憲法の改正を行ない得る。

温暖化対策法の施行 延期を問う住民投票

11月の選挙では、住民投票事項 (Proposition) 23号として、失業率が一年通期で5.5パーセント以下に低下するまで、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の届出・削減を主要排出源に義務付ける2006年カリフォルニア州地球温暖化対策法 (California Global Warming Solutions Act) の施行を一時中止する法案が投票対象となっている¹。地球温暖化対策法は、州内の温室効果ガス排出量を2020年までに1990年の水準まで削減することを定めており、現状から約30パーセントの排出削減を行わなければならない。目標実現のために、発電所、石油精製所などの主要排出源に対する再生可能エネルギーの増加・クリーンな燃料要件・義務的排出届出・料金要件を含む、包括的な温室効果ガス削減プログラムが策定されている。

景気対策としての施 行停止

カリフォルニア州の失業率は、12%に達しており雇用の確保が有権者の関心事にな

¹ <http://www.voterguide.sos.ca.gov/pdf/foreign-language/japanese-vig-nov-2010.pdf>

「カリフォルニア州総選挙公式投票者ガイド」 (日本語版)

っている。地球温暖化対策法における諸施策は、企業のコストアップ要因となりいっそうの景気悪化が懸念されることから、Proposition 23 号を成立させ排出規制の凍結を行なうべきとする勢力も強い。しかし、Proposition 23 号が温室効果ガス削減に逆行するものであるだけでなく、再生可能エネルギー産業が生み出す新規雇用を軽視していると非難する声も強い。再生可能エネルギーや省エネルギー技術などの開発のために新たな雇用が生まれるのであるから地球温暖化対策法の施行はむしろ景気を回復するという主張もあり、Proposition 23 号を否決に導く運動も激しさを増している。各種の世論調査では、賛否が拮抗している状態だ。

カリフォルニア州公式投票者ガイドには、Proposition 23 号をめぐる賛成・反対の論拠がそれぞれ詳細に記されているだけでなく、州の当局の見解も明らかにされている。

温暖化対策法の施行をめぐる企業の政治的支出が関心事に

企業支出が政治運動を主導

Proposition 23 号の賛成派を財政的に支えているのは、テキサス州の石油会社であることは、反対派の主張にも現れている。企業が特定の政策の改廃に強い影響を与えているということである。一方、Proposition 23 号反対派への寄付は、著名な映画監督を含む個人からのものが多いが、企業はじめ法人からの寄付も少なくない。

ここで、地球温暖化対策法の実施が法人の利害に影響されるようになってはいいないかが問題視されている。法人は自然人とは異なり、選挙権・被選挙権を持たないが、金銭的支出を通じて実質的には政治的影響力を有することの是非は、たびたび裁判でも争われていた。最近では、米国大統領の民主党代表選でヒラリー・クリントン候補を中傷するような映像作成に保守系の団体が資金を拠出したことから、これらを放映することは、企業及び労働組合等の団体の資金によって選挙運動を行うことを禁止する法律に抵触するとして、放送禁止を求める訴訟があった。連邦最高裁判所は、選挙資金への企業拠出を制限する法律を憲法違反と判断した。企業や組合が特定の政策の実現や廃止を目指して政治的な放送を行なうことや政治的活動に支出することを禁止することは許されないということだ。わが国でも企業や団体による政治献金を禁止すべきであるとする見解もあるが、現状では、最高裁判所判決（昭和 45 年 6 月 24 日）に見るように企業献金は、企業の権利能力の範囲内であるとされている。

企業の政治的支出の透明性を求める投資家行動

Proposition 23 号に反対する環境保護団体や環境への配慮を投資基準に組み入れる一部の投資家は、企業献金の見直しを個別の企業に働きかけるようになった。前記の通り、法的には禁止されていないが、企業内の政治的支出決定プロセスを変化させることで、企業の政治的支出を制限する意図だ。すなわち、Proposition 23 号を支持し、そのために寄付を行なっている企業の政治的支出について社外取締役を含む取締役会の監視下に置くことを提案することで、経営者の独断的決定をけん制するというものだ。

間接的な政治的支出は開示されないのが通常

大企業の政治的支出の開示については、the Investor Responsibility Research Center Institute（投資家責任調査センター研究所）と the Sustainable Investments Institute（持続可能性投資研究所）が、調査を行なっている²。これによれば、政治キャンペーンに直接的な支出を行なう場合には、自発的に開示する企業は多い。しかし、政策支持団体や業界団体への寄付を通じて、間接的に特定の政策を支持する支出

² http://www.irrcinstitute.org/pdf/PR_10_14_10.pdf

を行なった場合については、明確な方針を持たない企業が多数だ。また、支出の判断は、取締役会によるチェックを経ずに経営者の判断のみで行なわれることが多い。

企業の政治的支出が、その企業に投資している投資家の政治的信条と異なるならば、その企業への投資を打ち切るか、あるいは企業の状況を変えるために投資家としての影響力を行使する方法がある。Proposition 23 号に反対するために、賛成している企業に対して影響力を及ぼそうとする投資家がいるということである。

「物言う株主」が政治的問題にも関心を示す

CO₂ 削減など環境政策に対する企業の態度は、一部の投資家にとっては投資判断に影響するファクターとなっている。政治的問題に関する企業の判断が、そうした投資家にとって好ましくないものであれば、投資家は投資家としての影響力を行使してその判断を変えていこうとする。日本でも、労務政策や開発政策をめぐって、株主総会が紛糾する事例は見られる。そうした一部の株主の行動が他の一般株主の利益とどれほど一致しているか疑問も無くはない。

Proposition 23 号は、先鋭的な政治的問題となっており、機関投資家の間でも旗幟を鮮明にする動き³がある。政治的問題に対する機関投資家の態度が、委託者の資金の行方を左右することもある。

³ <http://www.incr.com/Page.aspx?pid=1290>